

築上町告示第11号

令和2年第1回築上町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年2月18日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和2年3月5日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

吉原 秀樹君	江本 守君
池永 巖君	鞆野 希昭君
工藤 久司君	北代 恵君
宗 晶子君	丸山 年弘君
信田 博見君	田原 宗憲君
塩田 文男君	武道 修司君
池亀 豊君	田村 兼光君

○3月9日に応招した議員

○3月11日に応招した議員

○3月13日に応招した議員

○3月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和2年 第1回 築上町議会定例会会議録（第1日）

令和2年3月5日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和2年3月5日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

①議長の報告（提出された案件等の報告）

日程第4 議案第1号 令和元年度築上町一般会計補正予算（第5号）について

日程第5 議案第2号 令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第6 議案第3号 令和2年度築上町一般会計予算について

日程第7 議案第4号 令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第8 議案第5号 令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について

日程第9 議案第6号 令和2年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について

日程第10 議案第7号 令和2年度築上町霊園事業特別会計予算について

日程第11 議案第8号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計予算について

日程第12 議案第9号 令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第13 議案第10号 令和2年度築上町水道事業会計予算について

日程第14 議案第11号 令和2年度築上町下水道事業会計予算について

日程第15 議案第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について

日程第16 議案第13号 築上町附属機関設置条例の制定について

日程第17 議案第14号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第15号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第16号 築上町読書環境整備基金条例の制定について

日程第20 議案第17号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21 議案第18号 築上町龍城院キャンプ場条例を廃止する条例の制定について

日程第22 議案第19号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23 議案第20号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第24 議案第21号 築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第22号 築上町椎田駅前駐輪場条例の制定について
- 日程第26 議案第23号 築上町集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第24号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第29号 築上町教育委員会教育長の任命について
- 日程第33 議案第30号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第34 議案第31号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告（提出された案件等の報告）
- 日程第4 議案第1号 令和元年度築上町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第5 議案第2号 令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第3号 令和2年度築上町一般会計予算について
- 日程第7 議案第4号 令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第5号 令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第6号 令和2年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第7号 令和2年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第8号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第9号 令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第10号 令和2年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第14 議案第11号 令和2年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第15 議案第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 築上町附属機関設置条例の制定について

- 日程第17 議案第14号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第15号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第16号 築上町読書環境整備基金条例の制定について
- 日程第20 議案第17号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第18号 築上町龍城院キャンプ場条例を廃止する条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第20号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第21号 築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第22号 築上町椎田駅前駐輪場条例の制定について
- 日程第26 議案第23号 築上町集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第24号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第29号 築上町教育委員会教育長の任命について
- 日程第33 議案第30号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第34 議案第31号 人権擁護委員の推薦について

出席議員 (14名)

1 番	吉原 秀樹君	2 番	江本 守君
3 番	池永 巖君	4 番	鞆野 希昭君
5 番	工藤 久司君	6 番	北代 恵君
7 番	宗 晶子君	8 番	丸山 年弘君
9 番	信田 博見君	10番	田原 宗憲君
11番	塩田 文男君	12番	武道 修司君
13番	池亀 豊君	14番	田村 兼光君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君

総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	教育長	久保ひろみ君
会計管理者兼会計課長			永野 賀子君
総務課長	元島 信一君	財政課長	椎野 満博君
企画振興課長	種子 祐彦君	人権課長	神崎 博子君
税務課長	今富 義昭君	住民課長	吉川 千保君
福祉課長	首藤 裕幸君	産業課長	鍛冶 孝広君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	竹本 信力君
上下水道課長	福田 記久君	総合管理課長	石井 紫君
環境課長	武道 博君	学校教育課長	野正 修司君
生涯学習課長	古市 照雄君	監査事務局長	横内 秀樹君

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。新型コロナウイルスの関係で、本日、マスクをということをしています。私も、今、マスクをつけて発言をしていますが、もし聞きにくいとかありましたときは、遠慮なく言ってください。そのときは、マスクをのけて発言をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、開会前ですが、去る2月20日に福岡県町村議会議長会定期総会におきまして、田村兼光議員が全国町村議会議長会表彰で、議員在籍27年以上を受けられました。ここで、田村兼光議員に、全国町村議会議長会の表彰を伝達を行いたいと思いますので、田村兼光議員は、前のほうにお願いをいたします。田村兼光議員、どうもおめでとうございました。

それでは、ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和2年第1回築上町議会定例会を開会いたします。

新川町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さん、おはようございます。本日、議会を第1回定例会招集させていただきました。全議員参席のもと、よくよく、本当にありがたく思っているところでございます。

さて、御承知のとおりコロナウイルスと、——田村議員まことにおめでとうございました。長年の議会活動ということで表彰を受けられて——コロナということで、非常に、やはり日本を震撼させるような、一応、今、事象が起こっているところでございます。

本町も、これに対応して皆さんのお手元にお配りしておりますけれども、3月28日の日に会議をいたしまして、指示をやはり、集団的感染を防ぐためには、措置をとらざるを得ないだろうというふうなことで、小中学校については、春休みまで一斉休校、臨時休校とすると。あとの行事については、それぞれ学校の主体性によるというような形で決めさせていただいておるところと。

卒業式も、中学校は、一応中止というような形になっております。小学校については、少し推移を見ながら規模縮小というふうなことで、来賓を除いた学校関係、それから保護者で行おうというふうな形になっておるようでございます。

しかし、近くに出た場合は、また対応するという判断になっておるようでございますし、そういうことでございます。

あと、町施設のいろんな施設ございますが、3月20日まで休館にいたしますということで、皆さんのお手元にもお配りしておると思いますが、もう本当に、これ、決めるの断腸の思いでございましたけれど、やはり集団的感染を防止するという意味で、やむを得ない措置だろうというふうなことで決定をさせて、現在、実行させていただいておるところでございます。

そういうことで、いろんな声が来ております。卒業式も、ちょっと子供がかわいそうじゃないかというふうな手紙が来たり、電話がかかってきたりということでございますけれども、もう本当に、まことに申しわけないということで、これ、感染防止をするためには、この措置が一番いいだろうという判断をしてさせていただきましたと、このようなことで、もう本当に早く終息を願うばかりですというのが、我々の気持ちでございます。

それから、コロナ、現在、福岡県では3名とあって、北九州でも1名感染者が出ました。そしてまた、今、追跡、一生懸命やっているようでございますけれど、また下関でも新たに1名出たというふうな、きのうの報道ではあっておるようでございますし、いつこっちに来るか、ここを飛び越えて、大分はもう出ていたという状況もあるようでございますし、そういう形で本当に集団的行動というものは、やはり控えるべきであろうと。

特にライブハウス等々は、非常にやっぱり、そこの感染の染源になっておるといふ例もあるようでございますし、やはり人の集まる場所を、極力つくらないという形がいいんだらうということでございます。

それから、もう一点は庁舎建設の事業、ぴたっととまりました。これも、ちょっと日豊線の警報機の線が工事中に切れたと、工事の関係で切れたということで、JRと、今、協議をしております。

ます。JRとの協議が整うまでは、ちょっと中断しようというようなことで、中断をしておる状況でございます。きのうから、一応、中断をしておるところでございますので、できるだけJRと協議を早く行って、工事を再開したいということで、けさ、説明には、一応、九州の支社長のほうが見えて、ことわりと今後の対応ということで参ったところでございますので、極力早く、やはり天気がいいのにもったいないなという話もしながら、そういう話もさせていただいたところでございます。

それから、あとは、基本的には皆さんに報告するという形では、これは、西田健心君、椎田中学校3年生、相撲界に入門が決まりまして、3月大阪場所で、いわゆる前相撲をとって、次の場所から、多分、序の口に格付されるであろうと、このような形でございます。

部屋は尾車部屋で、自分の師匠とするのが中村親方ということで、嘉風、彼に目をかけられて、挨拶も役場のほうに見えまして、ぜひ受からせていただきますと、そして、成功するように頑張りますというような話もいただいて、皆さんも応援のほう、よろしく願います。

それから、あと、オリンピックのキャンペーンで、レスリングのロウ選手が、一応、仕上げということでアフリカ予選の仕上げということで来ましたが、ちょっとコロナの関係で、日本から出れなくなったら困るということで、3月の1日だったかね、一応、もう母国のほうに、ナウルのほうに帰国を急遽いたしたところでございます。

しかし、成果が出たということで、防御を重点的に有延大輝君と、それから世界選手権で優勝した長谷川さんというのが、有延さんと一緒に来てもらって、防御を中心に教えていったということで、モロッコで開かれるアフリカとオセアニアの代表選手権で出場するという、頑張りますということで帰ってまいりました。

それから、「ふるさとWish」というのが、この前、日曜日から、築上町をテーマに始まっております。きょう昼から、私はラジオに出るようになっております。ぜひ、皆さん、聞ける方は聞いていただきたいと思っております。

それから、あとはコロナという形の中で、何とか、もう本当に皆さんにも心配をかけておるといふことで、ぜひ、住民の皆さんから聞かれた場合は、今、この対応でやむを得ないというようなことで、何とか伝言していただければありがたいと、このように考えておりますので、よろしく願います。

それから、今回の議会については、議案、令和元年度の補正予算が2件、それから新年度、令和2年度の予算が9件、それから、あと条例が13件改正と、新たに制定するという、条例案件が13件ございます。

それから、あと指定管理者の指定が、一応期限が来たということで、指定管理を一応4件出させていただいております。

それから、あと人事案件といたしまして、教育長が残任期間だったということで、再度任命をし直さなければいけないということで、現在の久保教育長を、一応再任ということで提案させていただく。それから、あと人権擁護委員1名は留任、それからもう1名は新しくということで提案をさせていただいておりますので、御審議のほうをよろしくお願い申し上げて、3月議会の御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） これで行政報告は終わりました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（**武道 修司君**） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、吉原秀樹議員、3番、池永巖議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（**武道 修司君**） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。塩田委員長。

○議会運営委員長（**塩田 文男君**） 議会運営委員会の報告をいたします。

3月2日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程のとおり決定いたしました。

3月5日木曜日は、本会議で議案の上程。なお、議案第29号から第31号の人事案件については、中日、3月9日に採決することとして協議いたしました。

3月6日金曜日は、考案日です。

3月7日、8日は休会とします。

3月9日月曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託とします。

3月10日火曜日は、考案日です。

3月11日水曜日は、本会議で一般質問とします。

3月12日は、考案日とします。

3月13日金曜日は、本会議で一般質問とします。

3月14日、15日は休会とします。

3月16日月曜日は、厚生文教常任委員会とします。

3月17日火曜日は、総務産業建設常任委員会とします。

3月18日は、委員会予備日とします。

3月19日木曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決とします。

なお、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑については、委員会をお願いいたします。

以上、会期は、本日から3月19日までの15日間とすることが適当だと決定いたしましたので報告いたします。

なお、一般質問の通告者は8人ありましたが、本日、新型コロナウイルス感染拡大防止策により、小中学校の休校及び町関係施設の休館、会議等の自粛のため、町長、教育長をはじめ職員に新型コロナウイルスの対応に全力で取り組んでいただきたいことから、5名から一般質問の取り下げがありましたので、11日に一般質問3人、13日、一般質問は予備日とします。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月19日までの15日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの15日間に決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（武道 修司君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように議案第1号外30件です。ほかに例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、あわせて報告をいたします。

それでは、議事に入ります。

日程第4. 議案第1号

日程第5. 議案第2号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第4、議案第1号令和元年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてから、日程第5、議案第2号令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第2号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第1号 令和元年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度築上町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

議案第2号 令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。令和2年3月5日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第1号は、令和元年度の築上町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額133億6,112万円に1億1,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を134億7,712万円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、事業費の確定及び決算見込みによる関連予算の減額が、大体、主なものになっております。しかし、新たなものとして読書環境整備の基金を、一応新設して、これを積み立てるようしております。そして、あと地方交付税等の歳入の、一応、歳入予算には組みさせていただいておりますし、これもあと、大体、確定的なものによる予算の創設でございます。

それから、2表の繰越明許費を追加を7件、地方債の追加を1件、変更を3件、廃止を1件計上しております。よろしく御審議の上、御採択をお願いいたします。

次に、議案第2号令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額が21億3,533万4,000円に1億1,099万5,000円を追加いたしまして、総額を22億4,632万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、保険給付費の増額補正、それから過年度国県返納金の確定に伴う償還金の補正及び制度改正に伴うシステム改修経費の国県補助金決定に伴う予算の組み替えでございます。

歳入も、一応、県支出金、それから繰越金、補正予算による予算の組み替えによる繰入金の減額等々をしております。よろしく御審議のほど、御採択お願い申し上げます。

以上です。

日程第6. 議案第3号

日程第7. 議案第4号

日程第 8. 議案第 5 号

日程第 9. 議案第 6 号

日程第 10. 議案第 7 号

日程第 11. 議案第 8 号

日程第 12. 議案第 9 号

日程第 13. 議案第 10 号

日程第 14. 議案第 11 号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第 6、議案第 3 号令和 2 年度築上町一般会計予算についてから、日程第 14、議案第 11 号令和 2 年度築上町下水道事業会計予算についてまでを、会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号から議案第 11 号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） **議案第 3 号**令和 2 年度築上町一般会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により令和 2 年度築上町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 4 号令和 2 年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により令和 2 年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 5 号令和 2 年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により令和 2 年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 6 号令和 2 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により令和 2 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 7 号令和 2 年度築上町霊園事業特別会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により令和 2 年度築上町霊園事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 8 号令和 2 年度築上町国民健康保険特別会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により令和 2 年度築上町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第9号 令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第10号 令和2年度築上町水道事業会計予算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により令和2年度築上町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第11号 令和2年度築上町下水道事業会計予算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により令和2年度築上町下水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。令和2年3月5日。築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第3号は、令和2年度築上町一般会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億1,040万円と定め、一時借入金の限度額を20億円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと、9億5,050万円の増、率にいたしますと7.4%の増でございます。

この主な要因は、庁舎建設事業と防災行政無線施設整備事業等の普通建設事業の増加が、この理由でございます。

そしてまた、予算と、あと債務負担行為の設定を7件、それから、臨時財政対策債など地方債の限度額を定めるということで、地方債ごとに6件、限度額を定めるものでございます。

歳入においては町税が、若干、582万5,000円ほど増で、昨年度より見込んでおるところでございます。そして、あと地方譲与税は若干減というふうなことで見込んでおるところでございます。交付税は1億8,266万円ほど増ということで計上させていただいております。

あと、もろもろ、若干、一応歳出に比較して、歳入もふえてきておるということで、あと、財源については、一応、普通建設事業に充当するために、財政調整基金の積立金、減災基金、地域振興基金等々、これを一応取り崩しを、約14億4,000万円ほどして、一応歳出の、一応補填をしていこうと。

あと、町債の発行が27億9,315万5,000円を、一応予定しておるといふような予算という、一応、対応になっておるところでございます。

よろしく御審議をいただき、それとなお、新しい項目としては、額的には小さいんですけども、収納のほうで税務課の税4税と、それから、下水道料金、水道料金のコンビニ納付を4月から可能にするようにしたというようなことで、これらの予算も、一応、手数料として計上させていただいております。

これは、あとは全体は、ほぼ例年と変わらないような予算でございます。

次に、議案第4号でございますけれども、令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ345万9,000円を定めまして、一時借入金の最高限度額を1億9,000万円と定めるものでございます。

一応、貸付金の元利収入268万1,000円、それから県補助金77万4,000円を歳入の予算としております。

歳出は、総務管理費の244万7,000円を、一応、歳出の予算としておる。

貸付金の滞納額が、まだまだ多額な状態で、この回収には全力を注いでまいるといふことで、皆さんの御理解をさせていただかなければ、若干ではございますけれども、回収もできておるといふことで御理解のほうをよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第5号令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ430万2,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、奨学金の基金預金利子が21万4,000円、奨学金基金繰入金225万9,000円、奨学金貸付金元金収入66万円でございます。

歳出の主なものは、奨学金貸付金324万円を予定しておるところでございます。それから、基金利子積立金21万5,000円でございます。

今年度、貸し付け予定者は新規4名、継続が2名を計画しておるところでございます。

次に、議案第6号令和2年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を13万円と定めるものでございます。

本会計は、既貸付金の返済回収業務を行っているものでございますが、なかなか、この貸付金についても、回収が非常に困難な状態になっておるところでございます。

議案第7号令和2年度築上町霊園事業特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ401万円と定め、一時借入金の限度額を100万円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が196万7,000円、基金繰入金185万円でございます。

歳出の主なものは、総務管理費が300万8,000円、一般会計繰出金100万円としておるところでございます。

本年度の販売数は、小3、町外を見込んでおるところでございます。

それから、議案第8号令和2年度築上町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算総額を21億5,983万2,000円と定め、一時借入金の最高限度額を3億円と定めるものでございます。

本年度は、令和元年度の医療費実績を勘案いたしまして、医療費総額を前年度比1.5%増で計上させていただいております。

歳入の主なものは国税3億3,501万円、国庫支出金が215万6,000円、県支出金16億1,872万4,000円、一般会計繰入金2億341万2,000円でございます。

歳出は保険給付費が15億7,381万9,000円、国民健康保険事業費納付金、これが5億287万9,000円、保健事業費2,618万1,000円ということで計上をさせていただいております。

次に、議案第9号令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算総額を3億5,802万7,000円と定めるものでございます。

この特別会計は、後期高齢者医療の保険料を徴収し、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金を納付するための特別会計でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療費保険料として2億4,581万円を計上させていただいております。それから、一般会計からの繰入金として、1億1,216万9,000円を計上しているところでございます。

歳出の主なものは、総務費が1,316万6,000円、それから、広域連合への納付金3億4,226万円、予備費として150万円を計上させていただいております。

次に、議案第10号令和2年度築上町水道事業会計予算についてでございます。

本予算案は、業務の予定量と収益的・資本的収入支出額を定めるものでございますが、内容については、収益的収入及び支出は、水道事業収益4億6,886万円で、水道事業費用4億4,926万円となっております。

資本的収入及び支出は、資本的収入6,970万3,000円、資本的支出1億1,407万円となっているところでございます。

また、一時借入金の借入限度額を3億円と定めているところでございます。

以上です。

それから、議案第11号令和2年度築上町下水道事業会計予算でございます。

本予算案は、業務の予定量と収益的・資本的収入支出額を定めるものでございますが、内容については、収益的収入及び支出は、下水道事業収益5億9,754万1,000円、下水道事業費用5億9,617万円ということで定めております。

資本的収入及び支出は、資本的収入が4億9,637万7,000円、資本的支出が6億

5,175万6,000円で定めさせていただいております。一時借入金の借入限度額を2億200万円と、一応、定めさせていただいております。

以上、予算案9件の予算案でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第15. 議案第12号

日程第16. 議案第13号

日程第17. 議案第14号

日程第18. 議案第15号

日程第19. 議案第16号

日程第20. 議案第17号

日程第21. 議案第18号

日程第22. 議案第19号

日程第23. 議案第20号

日程第24. 議案第21号

日程第25. 議案第22号

日程第26. 議案第23号

日程第27. 議案第24号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第15、議案第12号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第27、議案第24号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでを会議規則第37条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号から議案第24号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） **議案第12号**地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。
議案第13号築上町附属機関設置条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。
議案第14号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第15号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のと

おり提出する。

議案第16号 築上町読書環境整備基金条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第17号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第18号 築上町龍城院キャンプ場条例を廃止する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第19号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第20号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第21号 築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第22号 築上町椎田駅前駐輪場条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第23号 築上町集会所条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第24号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和2年3月5日。築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第12号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定でございます。

本案は、地方公務員法が平成29年法律第29号で改正され施行されることになりました。特別職非常勤の職員、それから会計年度任用職員が開始されたことに伴い、関係条例を整理するものでございます。

なお、関係条例は、築上町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、この中には、今まで、自治会長、交通安全指導員等々が非常勤職員となっておりましたが、私人への変更をいたすところでございます。

それから、農業振興協議会は目的を達成しているために削除。

それから、国際交流員は会計年度任用職員への変更。

その他の削除、その他を使用していた委員会等を追記いたします。

それから、築上町議会委員のその他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、ここには、

第5条会計年度任用職員について記載をしているところでございます。

それから、築上町職員の服務の宣誓に関する条例ということで、これも、会計年度任用職員が再度の任用等をした際ということ、第2条で記載をしているところでございます。

それから、築上町政治倫理条例第2条のほか、会計年度任用職員等の記載をさせていただいたところでございます。

それから、築上町水難救助隊設置等に関する条例ほか3条例が、特別職非常勤職員から私人へと変更となるため、関係条例を廃止をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

次に、議案第13号築上町附属機関設置条例の制定についてでございます。

本条例案は、地方公務員法第3条第3項第2号（委員及び委員会の構成員）に該当する特別職非常勤職員は、法令または条例に規定を設ける必要がある。したがって、本条例案を別表において附属機関として記載する委員会等は、規則等を任用根拠としているため、本条例を制定するものでございます。

一応、附属機関というのはたくさんございますんで、ちょっと割愛させて説明させていただきますけれども、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、議案第14号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行がされたために、個人情報に該当するかどうかを客観的に判断できるようにするとともに、保護対象の明確化を図るため、築上町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。よろしく御審議いただきたいと思います。

次に、議案第15号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されました。よって、築上町印鑑条例の一部を改正をする必要がございましたので、改正をするものでございます。

用語の整理といたしましては、成年被後見人が意思能力を有しない者ということにいたします。

それから、成年被後見人による印鑑の登録申請が可能となりました。

要件としては、法定代理人の同行かつ当該成年被後見人本人による申請ということになっております。

次に、議案第16号築上町読書環境整備基金条例の制定についてでございます。

本条例案は、再編関連訓練移転等交付金を活用いたしまして、築上町図書館及び町内の小中学校図書読書の読書環境整備に必要な財源を積み立て、築上町読書環境整備基金を設置するものでござ

いまして、新たに、この基金設置条例が必要になるものでございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

次に、議案第17号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正が施行されました。築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を政令に定めたものと合わせるために、条例の改正をさせていただくものでございます。よろしく御審議をしていただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第18号築上町龍城院キャンプ場条例を廃止する条例の制定でございます。

本条例案は、築上町龍城院キャンプ場施設の廃止に伴い、築上町龍城院キャンプ場条例を廃止するものでございます。よろしく御審議いただき、御採択お願い申し上げます。

議案第19号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、町営住宅の名称及び位置を整理するため、築上町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

同じ団地名を1つにまとめて、位置及び建設年度等を整理するよういたしましたところでございます。

それから、条例に規定している各団地の部屋種別ごとの戸数が、耐用年数経過団地の解体により変動が生じております。規則等で戸数の変動を弾力的に反映させるため、本条例の当該項目を削除するものでございます。よろしく御審議いただき御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第20号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、民法の一部を改正する法律の施行されることに伴い、債権関係の規定の見直しや単身高齢者の増加など公営住宅を取り巻く最近の状況等を踏まえるとともに、これまでの公営住宅にかかわる制度改正の内容を反映するため、築上町営住宅管理条例の一部を改正するものでございます。

概要といたしましては、連帯保証人の保証範囲について、極度額を限定する旨を追加。

入居資格者の説明中から地域の実情に応じた入居条件の例示を削除。

賃貸借終了時における敷金の返還時期や返還の範囲等についての条例改正でございます。

次に、議案第21号築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例案も民法の一部改正する法律が施行されたことに伴い、債権関係の規定の見直しなど公営住宅を取り巻く最近の状況等を踏まえるとともに、これまでの公営住宅に係る制度改正の内容

を反映するため、築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

これも、先ほどの町営住宅と同じ条件でございます。

議案第22号築上町椎田駅前駐輪場条例の制定についてでございます。

本条例案は、椎田駅北口駅前広場整備事業による椎田駅前駐輪場の移設に伴い、築上町椎田駅前駐輪場条例を制定するものでございます。

概要といたしましては、現在、工事をしております北口の駐輪場が4月1日から供用開始する予定でございます。そして、現在の駐輪場は1カ月の移行期間を経て4月30日をもって廃止をするように予定をしておるところでございます。

駐輪台数は、現在の104台から、新しく166台に拡充できるようにしておるところでございます。

次に、議案第23号築上町集会所条例に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

本条例案は、指定管理制度導入等に伴い条文中の字句の整理、築上町集会所条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

字句の整理としては、学習等供用施設を集会所、町長を指定管理者ということに字句の修正をするものでございます。

それから、あと、議案第24号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、令和2年度税制改正大綱におきまして、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が施行されました。これに伴い、築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を行うものでございます。

改正の主なものは、国民健康保険税の医療保険分と介護保険分の課税限度額をそれぞれ引き上げるとともに、保険税の軽減措置として5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされましたので、これに伴い国民健康保険税についても同様の措置を講ずるための改正でございます。

なお、医療保険分といたしましては、限度額賦課が、今まで61万円が63万円に引き上げます。介護保険分が16万円が17万円に引き上げます。

軽減判定の基準を変更という形で、5割軽減が33万円は変わりませんが、今まで、人数につきまして1名28万円でしたが、これを28万5,000円に、一応変更するものでございます。

そして、あと2割軽減につきましても、33万円の基礎は変わりませんが、被保険者51万円を52万円に変更するものでございます。

以上、条例改正については以上でございます。よろしく御審議をいただき御採択をお願いいた

します。

日程第28. 議案第25号

日程第29. 議案第26号

日程第30. 議案第27号

日程第31. 議案第28号

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第28、議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定についてから、日程第31、議案第28号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第25号から議案第28号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） **議案第25号**公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244号の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので町議会の議決を求める。

議案第26号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244号の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので町議会の議決を求める。

議案第27号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244号の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので町議会の議決を求める。

議案第28号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244号の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので町議会の議決を求める。令和2年3月5日提出。築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第25号は公の施設に係る指定管理者の指定でございます。

この公の施設は、築上町児童館の指定管理でございます。現在、社会福祉法人築上町社会福祉協議会に指定管理者の指定を行っておりますが、引き続き同社会福祉協議会のほうに、引き続き指定管理者を行いたいという形で提案をさせていただくものです。

次に、議案第26号、これも公の施設に係る指定管理者の指定でございますが、これは、築上町放課後児童クラブの指定管理者でございますが、これも、社会福祉法人築上町社会福祉協議会

に今まで指定管理を行っておりましたが、引き続き、この社会福祉協議会のほうに指定管理をして、運営をしていただきたいというふうに思っておるので、提案させていただいたところがございます。

次に、議案第27号公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

本案も、築上町物産館メタセの杜の指定管理でございますが、これも、引き続きメタセの杜ついきプロヴァンスに指定管理をお願いしたいと、このように引き続いて思っておりますので提案をさせていただいたので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、これも議案第28号公の施設に係る指定管理者の指定についてということで、本案も、上城井活性化センターの指定管理でございますが、現在、上城井ふれあい協議会に指定管理をしておりますが、引き続き、上城井ふれあい協議会のほうに指定管理をしたいということで、今回提案をさせていただいております。

指定管理については、4件とも引き続きということでございますが、よろしく御審議をいただき、御採択をお願いいたします。

日程第32. 議案第29号

日程第33. 議案第30号

日程第34. 議案第31号

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第32、議案第29号築上町教育委員会教育長の任命についてから日程第34、議案第31号人権擁護委員の推薦についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第29号から議案第31号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） **議案第29号**築上町教育委員会教育長の任命について、築上町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第30号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。

議案第31号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。令和2年3月5日提出。築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第29号は、築上町教育委員会教育長の任命についてでございますが、本案は、教育委員会の教育長久保ひろみさんが令和2年3月24日をもって任期満了となります。引き続き教育長に任命したく、今回、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いしたいと思います。

次に、議案第30号人権擁護委員の推薦でございます。

本案は、人権擁護委員大津郁美氏が、令和2年6月30日をもって任期満了となります。新たに人権擁護委員として川口由子氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものであります。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議案第31号は、同じく人権擁護委員の推薦についてでございます。

本案は、人権擁護委員白川義尚氏が令和2年の12月31日をもって任期満了となります。引き続き、白川義尚氏に人権擁護委員としていただくために、議案として上げさせていただきます。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見をいただきたく、提案をさせていただきます。よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出をしてください。

これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時00分散会
